**令和３年度　胎内市地域包括支援センター運営方針（案）**

**Ⅰ　方針策定の趣旨**

　この運営方針は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の47第1項の規定に基づき、地域包括支援センターの目的、運営上の基本的考え方や理念、業務推進の方針等を明確にし、業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、胎内市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて策定する。

**Ⅱ　地域包括支援センターの目的**

　元気な高齢者はもとより介護が必要な状態になったとしても「住み慣れた地域で尊厳を保持し自分らしい生活を送りたい」多くの市民が抱く願いを叶えられるよう地域の多様な資源やサービス等を活用し、多職種連携による包括的かつ継続的な支援を提供する仕組み「地域包括ケア」の体制を構築する中心的な役割を果たし、高齢者一人ひとりの心身の状況の変化に応じた健康保持及び生活の安定のために必要な支援を行うことにより、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

**Ⅲ　運営上の基本視点**

**１ 公益性の視点**

（１）地域包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う公的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行う。

（２）地域包括支援センターの運営費用は、介護保険料や、国・県・市の公費により賄われていることを十分に認識し、適切な事業運営を行う。

**２ 地域性の視点**

（１）地域包括支援センターは、地域住民による支援や地域づくり活動、介護・福祉サービス等の提供体制を支える中核的な機関としての役割を担い、地域の特性や実情に配慮した効果的な事業運営を行う。

（２）地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議地域ケア推進部会等を通じて、地域住民や関係機関等の意見を幅広く採り上げ、事業活動に反映させるとともに、地域が抱える課題等の解決に向けて積極的に取り組む。

**３ 協働性の視点**

（１）地域包括支援センターに所属する保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員及びその他の職員が相互に情報を共有し、組織内部、関係機関との連携・協働のもと、質の高い支援に繋げる。

（２）地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図り、個々の状況に応じて協働して業務にあたる。

（３）地域共生社会の実現に向け、高齢者の総合相談機関としての分野を超えて、障がい者を支援する相談支援事業所、子育て支援拠点、生活困窮者自立相談支援機関や社会福祉法人等の関係機関と協働して、地域生活課題について共に検討・相談にあたる。

　　　また、地域包括支援センターは、高齢者のみならず、障がい者や子どもなどを含む複合課題や地域課題に対しても、積極的に関与し、「我が事・丸ごと」を支える包括的相談支援体制の構築・推進に取り組む。

**Ⅳ　基本的な運営方針について**

地域包括支援センターには、保健師、看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職員を配置し、高齢者に関するあらゆる相談に応じ、解決に向けて対応する。職員は、常に公正・中立に職務を遂行するとともに、複雑・多様化する問題については、それぞれが有する専門性を発揮して、チームアプローチによる支援を包括的に行う。

　また、支援困難事例等については、地域ケア会議の積極的な活用を図るなどにより、関係者の意見を踏まえ幅広い視点で検討を重ね、本人や家族の思いを尊重しつつ、より良い支援に繋がるよう努める。

**１　共通事項**

**（１）法令遵守**

地域包括支援センターの運営に当たっては、法令等を遵守するとともに、社会的責任と公共的使命を認識し、健全な運営に努める。

**（２）個人情報の保護**

　　個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び胎内市個人情報保護条例（平成17年条例第12号）その他個人情報の保護に関する法令、契約等を遵守し、情報の漏えい防止、第三者への情報提供及び目的外利用の禁止等、情報管理を徹底するとともに、内部規程やセキュリティ体制の構築等万全の措置を講じる。また、個人情報に関する事故が発生したときは、速やかにその利用者及び関係者に通知するとともに必要な対策をとる。

　　地域包括支援センターに相談があった場合、室内の区切られた場所で対応する等の工夫を行い、プライバシーが守られるように配慮する。

**（３）事故・苦情・緊急時の対応**

　　日ごろから事故や苦情等が発生しないよう誠実な対応に努めるとともに、事故・苦情・緊急事態が発生した際に速やかに適切な対応が行われるよう、予め手順を定め必要な体制を整える。

　　地域包括支援センターに苦情があった場合は苦情内容を記録し、センター内で情報共有するとともに、速やかに改善策を検討し、相手にその内容を報告し、併せて市に報告する。

**（４）職員のスキルアップ**

　　地域包括支援センターの職員は、相談・支援やケアマネジメント等の業務に必要な知識・技術の習得・スキルアップが図られるよう、研修等に積極的に参加するとともに学んだ知識・技術を職員間で共有する。

**２ 地域包括ケアシステムの構築**

**〇　地域ケア会議地域ケア推進部会の開催**

地域における課題や地域の実情に応じて必要と認められる事項等について、地域ケア

会議地域ケア推進部会を開催し、地域づくり・地域資源等の把握等に努めるとともに、解決が困難な課題について検討し、政策形成に繋げていく。

**〇　圏域内における多職種連携**

医療機関、介護保険サービス事業所、民生委員、自治会、ボランティア組織、その他各

種団体と連携し、日常生活圏域を単位とした地域包括ケアシステムの構築に努める。

**３ 総合相談支援事業**

　地域包括支援センターが行う総合相談では、相談者の不安を取り除き、問題解決を目指すことに努め、多様なサービス提供の調整までのワンストップサービスの窓口として機能する。

　また、相談者の生活環境の様々な要因により、支援方法や支援内容は異なってくることから、個々の相談に丁寧に対応し、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス、関係機関及び制度の利用に繋がるよう支援する。

**〇　ネットワークの構築**

総合相談は窓口や電話での相談に留まらずに、地域に積極的に出向き、多様なネットワークを通じて相談が寄せられる環境を整える必要がある。このため、日ごろから地域の民生委員などの地域の関係者と信頼関係を築き、地域の情報や相談が寄せられる地域にとって身近な地域包括支援センターになることを目指す。

**４ 介護予防ケアマネジメント**

介護予防と自立支援の視点を踏まえ、対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、サービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、専門的な視点から必要な援助を行う。

　また、予防給付や総合事業等のサービスだけでなく、地域におけるインフォーマルサービス等の多様な地域活動の活用を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指すとともに、地域の通いの場やサロンをはじめ、老人クラブ、自治会などの地区組織、福祉団体、ボランティア、民間企業等を利用者のニーズに合わせて活用できるよう支援する。

指定介護予防支援や介護予防ケネジメントの契約にあたっては、複数の居宅サービス事業所の紹介を求めることが可能である旨を利用者や家族に説明し、指定居宅介護支援や介護予防ケアマネジメントに関する居宅介護支援事業所への委託や、利用する介護保険サービス事業者の選定においては、利用者の居住地域やニーズに応じて公正・中立に行い、選定の理由や経緯を記録に残す。また、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する場合は、地域包括支援センターで台帳の記録及び進捗管理を行う。

**５ 包括的・継続的ケアマネジメント**

　高齢者の状況の変化に対応できる包括的・継続的ケアマネジメントを実施するため、介護支援専門員や医療機関などの様々な職種や関係機関等との連携強化と個々の介護支援専門員が適正かつ効果的なケアマネジメントが行われるよう相談・支援を行う。

**〇　介護支援専門員に対する支援**

　　個々の介護支援専門員の支援については、地域包括支援センターの主任介護支援専門員と協働で行う。また、介護支援専門員のマネジメント技術の向上、職業倫理の確立、医療・介護・福祉分野との情報の共有及び一層の連携を図ることを目的に介護支援専門員が主体となって運営する「胎内市介護支援専門員連絡協議会」と連携した活動が円滑かつ効果的に行われるよう支援を継続する。

また、介護支援専門員に対する研修会等を開催し、情報の提供やケアマネジメント技術の向上に努める。

**６ 権利擁護事業**

　高齢者が安心して尊厳のある生活ができるように、高齢者虐待への対応や消費者被害防止等の権利擁護に関する相談及び支援を行う。

**〇　関係機関との連携**

　　高齢者虐待については、被虐待者の保護等、緊急の対応が必要な場合があることから、地域包括支援センターみらいと地域福祉係、新発田警察署胎内分庁と連携をとりながら迅速かつ適切な対応を図るようにする。

**７ 地域包括支援センターの機能強化**

地域包括支援センターの機能をより高め、適切な運営と質の向上に繋げられるよう、保険者に対し事業の実施状況等を定期的に報告し、国が定める指標に基づく保険者による評価を受ける。

**Ⅴ　重点的に取り組む事項**

今年度、重点的に取り組むべき事項として、次の５点をあげる。

の

**１　介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な利用を促進する。**

**２　地域が主体となった介護予防に資する通いの場等を増やすなど、地域における介護予防活動支援及び各種介護予防事業を推進する。**

**３　認知症者とその家族への支援を強化し、認知症施策を推進する。**

**４　成年後見制度利用促進を図る。**

**５**　**災害や感染症対策に係る業務継続計画の策定及び虐待防止のための指針の整備を行う。**

**≪令和３年度具体的方針≫**

**１）　介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な利用を促進する。**

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供する地域包括ケアシステムの構築が課題となっている。

介護予防・日常生活支援総合事業のサービスが適切かつ円滑に利用できるよう、生活支援体制整備事業による担い手の育成等、地域における自立した日常生活の支援と介護予防の取り組みを継続する。

また、生活支援コーディネーターが中心となり、協議体の開催を通じ、地域の特性や既存の社会資源の状況を把握し、多様な主体と丁寧に協議を重ね、資源開発及びネットワークの構築を推進する。

**２）　地域が主体となった介護予防に資する通いの場等を増やすなど、地域における介護予防活動支援及び各種介護予防事業を推進する。**

　　介護予防の推進を目的として、地域の互助や民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場等を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組を推進する。

**３）　認知症者とその家族への支援を強化し、認知症施策を推進する**

　「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現」を目指し、地域包括支援センターでは、若年性認知症者を含む認知症の人やその家族の一番身近な相談窓口として、認知症疾患医療センターや認知症地域支援推進員、医療機関と連携し、認知症者とその家族を支援する。

　①認知症初期集中支援チーム

　　認知症初期集中支援事業を地域包括支援センターやまぼうし及びちゅーりっぷ苑に委託し、初期集中支援チームによる支援を行う。

　　チームの構成員は、地域包括支援センターやまぼうし、ちゅーりっぷ苑の職員のほか、地域包括支援センターみらい、認知症疾患医療センターの職員とし、サポート医は黒川病院の認知症疾患医療センターの医師とする。

　②認知症に対する正しい理解と地域の見守り体制の促進

令和３年度も引き続き「認知症サポーター養成講座」や「認知症街あるき声かけ見守り模擬訓練」を開催し、認知症に対する正しい理解と地域ぐるみで認知症の人を温かく見守り支える地域づくりを目指す。

　③認知症サポーター活動促進及び共生の地域づくりの推進

　　認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジプラスたいない）を構築し、その運営を支援する。

**４）成年後見制度の利用促進を図る**

成年後見制度の利用が必要な者が制度を利用できる体制を令和３年度末までに構築するため、認知症施策・障害者施策と連携を図りつつ、中核機関の整備や協議会の立ち上げに取り組む。

**５）災害や感染症対策に係る業務継続策定及び虐待防止のための指針の整備を行う。**

非常災害や感染症の発生時において、地域包括支援センター業務を滞りなく実施するため、及び非常時における早期の業務再開を図るための計画を策定する。また、地域包括支援センターにおける虐待の防止のための指針の整備を行う。

**Ⅵ　市や関係機関及び地域包括支援センターとの連携**

　　随時、地域包括支援センター会議を開催し、事業運営に係る話合い、情報交換等を行い、連携強化と効率的かつ効果的なセンターの運営に努める。

　　また、必要に応じ地域包括支援センター管理者会議を開催し、センターの機能強化のための検討や事業運営等の見直し、改善等について協議する。

さらに主任介護支援専門員や社会福祉士、保健師・看護師等の職種同士の会議を開催し、高齢者の自立支援に向けた取組について検討する。